

茨城「ハッ場ダム住民訴訟」結審。

裁かれる「無駄な公共事業を生む装置と化した行政」、「議会の無能」、「主権者の無関心」。

1月21日、ハッ場ダム裁判は最終口頭弁論終え結審しました。提訴以来4年余り、審理は19回にも及び、無名のハッ場ダム裁判は全国注視の裁判になりました。当日は、私たちの思いを裁判長に届けるために集まった会員と市民で傍聴席は満員になり、法廷は熱気につつまれました。

最終口頭弁論に立った谷萩陽一弁護士は冒頭次のように語りました。

「2004年11月4日に、関係する1都5県で一斉に提訴したハッ場ダム訴訟が、いよいよ弁論終結を迎えた。本件訴訟は、ハッ場ダムというダム建設に関する費用の差止めを求めるものであるが、同時にそれを通して、大型公共事業のあり方そのものを問う社会的意義をもった訴訟であった。審理を通して、本件ハッ場ダムがその目的とされる利水、治水の両面で必要のない無益な事業であるばかりか、環境を破壊し、ダムの決壊という重大な危険を生じさせる有害な存在であり重大な瑕疵のあることが余すところなく立証された」。

■谷萩弁護士陳述要旨

1、財務会計行為

被告は本件訴訟が国の政策の是非を問うものであるから目的を外れているとして、住民訴訟の土俵に乗らない不相当なものとして主張してきた。しかし我々は、先行行為との関係で財務会計行為の違法判断をどのように行うかという問題に関する最高裁平成4年判決(一日校長事件)と、これをさらに具体化した平成20年1月18日の最高裁判決の趣旨に照し合せ、本件訴訟が適法なものであることを明らかにしている。さらに補完する意味で行政法学者の人見教授の意見書も提出した。

2、利水は、嶋津、柏村両証人の意見書及び証言により以下が立証された。

①茨城県は、平成7(1995)年度の霞ヶ浦開発の終了をもって、都市用水、農業用水合わせて1日322万トンの水源を得、膨大な水余りを抱えることとなった。ことに工業用水、農業用水の水余りは凄まじいものになった。

②このため新規の水源開発は不要になったにも関わらず、茨城県はハッ場ダムへの参加を取りやめようとしなかった。

③水道用水も工業用水も需要増加は止まり、人口も減少に入り増加要因はゼロになった。

④ところが被告は、この余剰水を放置したまま、ハッ場ダム参加に邁進し、参加への口実をつくるため、二つのまやかしを行っている。

⑤一つは、実績を無視した過大な水需要予測を立て、それを正当化するため、市町村の実需要を超えて、県の計画値に基づく最大給水量を契約水量として「責任引取制」を押しつけた。

⑥もう一つは、環境用水や危機管理水量という用途を作り出したことである。これらの用途は実態のない辻褃合わせでしかないことが明らかになった。

⑦茨城県は独自の判断で何時でもハッ場ダム事業から撤退することが可能である。すでに多くの自治体がダム事業から撤退している。茨城県が無用のハッ場ダム建設のために公金を支出することは、一見明白に違法である。

3、ダムサイトの危険性について

坂巻証人の証言ないし意見書、多くの書証により八ッ場ダムが極めて危険で欠陥だらけの構造物であることが立証された。

- ①基礎岩盤がダム本体の重みに対する耐久性をもたない可能性。
 - ②ダム本体の底部や側面部、ダム貯水池側面等が水圧によってずれる可能性。
 - ③それにより貯水が十分に行えない可能性。
 - ④ダム本体や貯水池が断層の活動により破壊される可能性。
- ダム自体の決壊という事故が生じた場合、その損害は計り知れないものがある。

4、地すべりの危険性について

奥西証人の証言ないし意見書、多くの書証により、湖岸斜面の地すべりや表層の崩壊のおそれのあることが立証された。

①近年、大滝ダムや滝沢ダムなど事前の調査が不十分なために、着工後あるいは貯水開始まもなく地滑りを生じた事案が発生している。地すべりの危険が解消されないまま工事を進めることは明らかに違法である。

5、環境について

花輪証人は、1985年に行った環境影響評価は杜撰なものであり、評価に値しないとしている。

①八ッ場ダム予定地は天然記念物や絶滅危惧種など多くの動植物が生息している。また周辺は吾妻溪谷として知られる景勝地である。八ッ場ダムはこうした自然財産に重大な影響を及ぼすとともに、水質の悪化を招き、社会生活にも大きな影響をもたらす。

②多くの自然環境を破壊する八ッ場ダムは、生物多様性条約、種の保存法に違反する。

■坂本弁護士陳述要旨

6、治水について

①昭和 55 年に改訂された利根川水系工事实施基本計画は、既往最大洪水であるカスリーン台風の 22000 トン/秒を利根川治水の基本として採用した。この計画は 22000 トンの内、16500 トンを河道で調節し、5500 トンを上流ダム群で調節するとしている。八ッ場ダムの治水上の必要は、この 5500 トンの一部を担わなければならないということにある。

②カスリーン台風の洪水は国の資料によっても 17000 トンとされている。しかもこの流量は近傍の観測地点の観測値を単純に合算したもので、合流で起こる河道貯留効果を見逃している。

③その後国は、当時は八斗島上流部で氾濫があり、堤防の整備された現在では 22000 トンになるとしているが、八斗島上流域は谷谷を流れ、5000 トン以上も氾濫する場所は無い。

④現に昭和 24 年の改修改訂計画では、カスリーン台風後 2 年しか経っていないにもかかわらず、上流の氾濫を全く配慮せずに 17000 トンとしている。

⑤大熊証人は博士論文執筆にあたり 200 日以上も現地聞き取り調査を行った。結論は、氾濫はあったが、被害の原因は赤城山を中心とした降雨の土石流と内水氾濫によるものとしている。

⑥2007 年と 2008 年、大熊証人と弁護団は利根川上流と烏川流域の堤防状況を調査。八斗島上流で氾濫があったとしても、ピーク流量は 16000~17000 トンを超えることはないことを確認した。

⑦国はカスリーン台風が再来すると八斗島地点で 22000 トンの洪水が流れ、栗橋付近の堤防が決壊し、1 都 5 県に 34 兆円もの被害が出ると広報してきた。しかし、情報公開請求によって関東地方整備局から入手した資料によると、カスリーン台風規模の降雨があっても、八斗島地点の洪水流量は 16750 トンしか流れないことが分かった。この流量は計画高水流量 16500 トンとほぼ同じであり、この事実は証人尋問において関東地方整備局の元河川部長であった川崎

証人も認めた。

⑧平成 18 年の「利根川水系河川整備基本方針基本高水流量に関する資料」によると、八斗島下流部の堤防は計画高水流量の洪水では溢れることはないまでに整備されているとしている。

⑨我々は 98 年 9 月の洪水 9220 トンを例に洪水と堤防高の比較検証を行った。それによると堤防が一番低い河口から 136km 地点でも 3.6m の余裕があった。その他の 2 洪水の水位を参考にして計画高水 16500 トンの水位を推計したところ、同地点で 2m 以上の余裕があった。

⑩国は八ッ場ダムの便益は八斗島地点より下流に限るとしている。仮に上流域である群馬県内に氾濫があったとしても、八ッ場ダムは何の役にも立たないのである。

⑪もっともカスリーン台風洪水の際における八ッ場ダムの治水効果はゼロであったと、国自身が明言している。

⑫2001 年 9 月、2007 年 9 月、吾妻川流域に八ッ場ダムの計画雨量 354mm に匹敵する雨量の降雨があった。しかし八ッ場ダム地点での洪水流量は計画の 3900 トン(ダム調節 2400、流下量 1500)を遥かに下回る 1271 トン、1010 トンしかなかった。これは八ッ場ダム計画が机上の空論であることを物語っている。茨城県に何の役に立つというのだろうか。

谷萩弁護士は最後に次のように結びました。

「このようにあらゆる面で違法であることが明らかな事業について、被告らがダム使用权の設定申請を行い、利水予定者として建設費用を負担し支出すること、さらに違法性について何ら顧慮することなく治水負担金を支出することは、地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項に反する違法な行為であるといわなければならない。行政は「無駄の制度化」「惰性の圧力」で公共事業を、そして八ッ場ダムを止められないでいる。行政自身が中止できない違法な事業をやめさせるのは、まさに司法の役割である。法の支配をつかさどる司法の役割に対する国民の期待に応えていただくことを願います」。

神原晴美さん原告意見陳述

八ッ場ダムの違法性を裁くことは、“偽装された民主主義”を裁くことになります。

八ッ場ダム住民訴訟は提訴以来丸四年、口頭弁論も 19 回の多きを数えるに至りました。この大きな時間の積重ねは、裁判長はじめ関係各位の真摯なお取組みの証しであり、原告の一人として厚く御礼申し上げます。

裁かれるべきは「私たちの民主主義」ではないか、と言う思いが 4 年という年月の中で私の身の内に澱のようにたまってきました。

現行の憲法が施行されて 60 年余り、私たちは自由と権利を国家に保障された「主権者」であると、一片の疑いもなく生きてきました。公務員や政治家は、憲法を遵守し擁護して「国民の福祉」のために働いているものと信じてきました。また、県民によって選ばれた「知事」や「議会」は県民の福祉のために働き、故に県は、時に国と対決も辞さない「自治体」であるとも信じてきました。

この裁判の利水を例にとりますと、国は「水利権の許可権」と「ダムなどの建設許可権」を一手に握って県の水行政を縛り、県もまた、自ら「国の出先機関」を任じてその権力を市町村に及ぼし、唯々諾々と国に隷属しています。この法廷で私たちがしばしば訴えてきた「責任引取水量」がそれです。つまり、市町村からの「申請」という、民主的な形を取りながら、実態は強権をもって押付けるといふ、民主主義の“偽装”がなされているのです。一方、行政を監視すべき議会は、驚くことに行政の応援団に徹し、これまた“偽装”を重ねています。そこには主権者である県民の姿は影

すらも見えません。もちろん、こうした状況を生み出した責任は、主権者である私たちにもあることは言うまでもありません。

偽装された民主主義は、「専制」よりも恐ろしい事態を生み出します。形の上で民主主義であるこの国は、知事も県会議員も選挙によって選ばれます。従って行政の施策も議会の決議も、民意に沿ったものと理屈上は成り立ちます。しかし選ばれた知事や議員そして役人(以下合わせて公務員)が、主権者から権力の施行をゆだねられたという自覚もなく、民主主義を遵守し擁護する義務を怠れば、民主主義は恰好の隠れ蓑になり、がん細胞が肉体を蝕むように、民主主義社会は内側から蝕まれて行きます。八ッ場ダムなど無駄な公共事業を平然と進める今日の状況は、既に深刻な事態に陥っていると言えるでしょう。

それをも含めて「主権者の責任である」と被告等は主張するでしょう。しかし、ことはそれほど単純でしょうか。この国の公務員を含めた国民の多くは「権力に従順であることを美德とする」としています。戦後 60 数年経てなお、憲法は根付かず、民主主義は「保育器の中」にあるも同然です。そして権力の代行をゆだねられた公務員が、民主主義の未成熟をいいことに、権力を欲しいままにしてきた現実を思えば、今日の事態に対する責任は、公務員の側にこそあると言えるでしょう。

この国の民主主義は、主権者の下にあるべき「司法」「立法」「行政」の三権の内、立法と行政は主権者の上にあります。この異常な事態は年を経て強固な体制になり、本来民主主義社会が持つ自浄作用や復元力をも奪ってしまいました。それだけに司法の存在は重いものになります。

この国にあっては、住民訴訟は“民主主義難民”と化した主権者の悲鳴であります。民主主義が正常に機能する社会であれば、仮に「行政の裁量の幅」を特別に認めたとしても、自浄作用が働き、いつか適正に復元されるでしょう。しかし偽装された民主主義社会では、肥大した行政の権力を補強するに過ぎません。

私たちは第一義として「八ッ場ダムの事業費差止め」を求めています。しかし、その根本は「民主主義の正常化」にあります。正常な民主主義社会であれば、これ程に無駄が明白な八ッ場ダム事業は、とうに中止されていたでしょう。この裁判そのものも存在しなかったはずのものです。裁かれるべきは、結果として加担してきた、私たち主権者をも含めた「偽装された民主主義」です。

憲法に立ち返ってください。憲法に立ち返れば被告等の非は明らかです。民主主義を正しく育て得なかった不誠実な行政、無責任な政治、主権者の怠慢を裁いてください。

偽装された「私たちの民主主義」を裁いてください。お願いいたします。

人の上に国をつくらず

八ッ場ダム裁判の判決期日は未定。

決まり次第お知らせいたします。勝訴の判決をご一緒に受けましょう。

当初予定されていた 3 月末日までの判決は残念ながら 4 月以降にずれ込む可能性があります。私たち原告の提出した膨大な最終準備書面を読込むだけでも大変な時間がかかると思えば理解もできます。ちなみに 1 月 23 日に結審した群馬裁判の判決期日は 6 月 26 日になりました。

※今年度(10 月 1 日～2009 年 9 月 30 日)会費が未納の方は、同封の郵便振替用紙でお願いします。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax:取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7014